

公 告

下記の建設工事について次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札を行うので、鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）第2条の規定に基づき公告する。

令和8年9月24日

鹿屋市水道事業

鹿屋市長 郷原 拓男

記

工 事 発 注 表

工事番号	鹿工第 192 号
発注工事種別	土木一式工事
工事名	(総合評価)東花岡配水池整備工事(R8)
工事場所	鹿屋市 小野原町外
入札方法	総合評価落札方式による条件付(電子)一般競争入札
落札方法	本工事は、技術資料を受け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。 本工事は、鹿屋市低入札価格調査実施要綱(平成31年4月1日施行)に基づく調査の対象工事である。
工事概要	・搬入道路整備 L=49.4m 落蓋側溝Ⅱ型300×300 L=48.0m 舗装工 A=176.9㎡ モルタル吹付工 A=202㎡ ・配水池造成 土工一式 L型擁壁工(H=1200) L=22.0m モルタル吹付工 A=425㎡ 路盤工A=1517.8㎡ (週休2日工事(現場閉所型))
工期	工期開始日から令和9年3月24日 ※注(13)
入札予定価格(税込み価格)	「かごしま県市町村電子入札システム」にて公表(事後公表)
低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定の有無	有 ※「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を基に設定(令和6年4月1日運用改定)
工事費内訳書の提出の要・不要	要 ※注(2)
発注区分・条件	以下の条件を満たしていること。 (1)鹿屋市建設工事等競争入札参加資格を有し、本市格付の土木一式工事「A級」に登録されているもの
入札保証	不要
契約保証	要
前金払いの有無	有
閲覧設計図書等	かごしま県市町村電子入札システム ポータルサイトよりダウンロードしてください。
入札参加申込期限	令和8年9月29日(火)正午まで ※注(3)
入札参加申込先	かごしま県市町村電子入札システム
入札参加添付書類	入札参加申込書(第1号様式)、現在施工中工事件名等通知書(第2号様式)
入札参加確認通知書送付期限	令和8年9月30日(水)午後5時まで
技術資料の提出方法及び提出期限	○技術資料提出方法…別添「総合評価落札方式技術資料申請書」一式を、総務部財政課 契約検査室(本庁7階)へ持参にて提出すること。 ○提出期限……………令和8年10月14日(水)午後5時まで
評価項目の工種について	同種工事:道路改良工事
質問受付期間	令和8年9月25日(金)～令和8年10月13日(火)午後5時まで
質問受付場所	鹿屋市総務部財政課契約検査室 FAX 0994-41-3081

質問回答期限	令和8年10月14日(水)午後5時まで (*随時回答しますが、最終回答期限を示しています。)
質問回答場所	鹿屋市ホームページに掲載することにより回答。
入札書受付期間	令和8年10月15日(木)午前8時30分から令和8年10月19日(月)午後5時まで ※注(4)
開札日時	令和8年10月20日(火)午後1時30分から
開札場所	鹿屋市役所 本庁 4階 401会議室
落札者の審査	令和8年10月21日(水) ※注(11)
落札者の通知	令和8年10月21日(水) ※注(12)
参加資格に関する事項	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する者で、鹿屋市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されているもの (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合するもの (5) 当該工事に建設業法第19条の2の規定による現場代理人及び同法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 ※注(5) (6) 公告から入札時までの期間において、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成18年鹿屋市告示第13号)の規定に基づく指名停止を受けていない者 (7) 鹿屋市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者 ※注(7) (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が健全な者 (9) 会社更生法に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされる等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (10) その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者
入札の無効に関する事項	(1) 入札に参加する資格がない者が入札したもの (2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの (3) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札 (4) 紙入札参加承認後、紙入札書及び電子入札システムによる入札書を提出した場合 (5) 系列関係にある複数の者が入札したもの (6) 当該工事に配置予定の現場代理人又は主任技術者について、他工事と兼務させることを希望する場合において、入札参加申込後から開札日の前日までの間に、その兼務について双方の発注者の承諾が得られない場合 (7) その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの

落札者の決定基準に関する事項	落札の決定方法 (1)入札価格が予定価格及び失格基準価格(鹿屋市低入札価格調査実施要綱第4条)の制限の範囲内で、次の「総合評価の方法」によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。 「総合評価の方法」 評価値＝技術評価点(標準点100点＋加算点)／入札価格×定数(100,000,000) ※少数第4位まで(少数第5位四捨五入) 標準点：技術資料を提出した者全てに与えられる点数。 要綱第3条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。 加算点：別添「総合評価落札方式(特別簡易型)における評価項目及び評価基準」に基づいて算定した点数とする。 (2)(1)において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。 (3)低入札価格調査制度について ①落札候補者の入札価格が調査基準価格未満の場合には、すぐに落札者を決定せず、契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無について調査(低入札価格調査)を実施する。 ②低入札価格調査の結果、入札価格の積算内容に合理性がある場合には、当該入札者を落札者として決定し、その入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときには、次順位者を落札者として決定する。 ③契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める失格基準価格を設定し、入札価格が失格基準価格未満の場合には、低入札価格調査を実施することなく、当該入札者を失格とする。 ④低入札価格調査制度の詳細については、鹿屋市低入札価格調査実施要綱を参照すること。 ※低入札価格調査基準(令和6年4月1日改定、鹿屋市HP参照)
注意事項(※)	(1)入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。 (2)入札書を提出する際に、工事費内訳書(入札書添付用)(ホームページに様式掲載)を添付すること。 (3)やむを得ない理由で、かごしま県市町村電子入札システムから入札参加申込をすることができない場合は、紙入札参加申請書(第5号様式)、入札参加申込書(第1号様式)及び現在施工中工事件名等通知書(第2号様式)を入札参加申込期限までに財政課契約検査室(本庁7階)まで持参にて提出し、承認を得ること。 (4)かごしま県市町村電子入札システムにて入札参加申込後、やむを得ない理由で電子入札をすることができない場合は、開札日の前週金曜日までに紙入札参加申請書(第5号様式)を提出し、承認を得ること。 (5)主任技術者(※注(10))又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。)にあること。 (6)入札書を紙入札にて提出する際は、開札日の正午までに持参により財政課契約検査室(本庁7階)へ提出すること。 (7)鹿屋市税の確認種類 (法人)法人市民税、法人固定資産税、特別徴収義務、軽自動車税等 (個人)市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、軽自動車税等 (8)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (9)その他、かごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約による。 (10)落札者は、入札参加資格確認を受けた専任配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。 (11)入札額が調査基準価格を下回るときは、要綱第7条に定める低入札価格調査を実施するため、調査資料の提出を落札候補者へ依頼する。「調査資料提出期限：令和8年10月26日(月)正午」 (12)低入札価格調査を実施する場合は資料提出後、鹿屋市低入札価格調査委員会の審査を受けるものとし、承認後に落札決定後、落札者へ通知する。「価格調査後落札者決定通知予定日：令和8年10月28日(水)」 (13)工期設定については、特記仕様書Ⅱ工程を確認のこと。